平成２４年（フ）第４８号
岐阜県高山市中山町793番地２
債務者　田之下徳重
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
岐阜県高山市中山町793番地２
債務者　田之下静子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第５５８号
愛知県小牧市小牧２丁目10番地　小牧キャッスルハイツ211号
債務者　倉知よしみ
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
京都府与謝郡与謝野町字四辻635番地１　府営住宅四辻団地１棟302号
債務者　中西さつき
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２４年（フ）第３３９号
兵庫県西宮市津門綾羽町６番30―307号
債務者　柏田　里美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２７号
鳥取県倉吉市海田東町33番地　シャーメゾンＳＡＣＨＩ　Ａ―202
債務者　中本　茂樹
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２４年（フ）第７４号
広島県呉市倉橋町2368番地の１、住民票上の住所広島県呉市倉橋町1738番地の１
債務者　寺本　知貴
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第６４号
山口県下関市垢田町１丁目６番21号
債務者　金生　敏夫
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７８号
山口県下関市秋根北町５番７―Ａ702号　ノビリティ新下関
債務者　一徳工業こと　岩本　一徳
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
山口県下関市長府浜浦町13番６号
債務者　半田　里美（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
福岡県飯塚市津島405番地２　ビアンカⅡ104号
債務者　蓮尾　芳秋
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第３３６号
北九州市小倉南区徳吉西３丁目３番６号201
債務者　髙鍋　琢美
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９３号
北九州市八幡西区折尾２丁目４番19号
債務者　松原　耕一
1　決定年月日時　平成24年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１４５号
盛岡市東山１丁目23番26号　プレジール東山Ｂ102号
債務者　野田　　力
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５８号
盛岡市上堂１丁目16番15号　グループホームフレンドピュア、旧住所盛岡市緑が丘３丁目６番34号　竹韻荘202号
債務者　吉田　律子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１６２号
岩手県紫波郡紫波町二日町字山子９番地４
債務者　阿部　義弘
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７３号
福島県岩瀬郡鏡石町不時沼３番地
債務者　草野多美子
1　決定年月日時　平成24年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係